

c9 Flex サービス利用規約

制定：2013年3月22日

発効：2013年4月1日

第1条（目的）

本 c9 Flex サービス利用規約（以下、「本サービス利用規約」といいます。）は、株式会社ブロードバンドタワー（以下、「当社」といいます。）が提供する c9 Flex サービスの利用に係る条件を定めることを目的とします。

第2条（定義）

本サービス利用規約に別段の定めがない限り、本サービス利用規約で使用される用語は、当社の「サービス契約約款」（以下、「本契約約款」といいます。）において使用する用語の例によるものとします。

第3条（本サービス）

当社は、c9 Flex サービスとして、次の各号に掲げるサービス（以下、「本サービス」といいます。）をお客様に提供します。

- (1) c9 Flex サービス V シリーズ
- (2) c9 Flex サービス D シリーズ
- (3) c9 Flex サービス P シリーズ
- (4) c9 Flex サービス N シリーズ
- (5) 上記第(1)号乃至第(4)号のサービス（以下、これらのサービスを総称して「メインサービス」といいます。）に付随するサービス（以下、「オプションサービス」といいます。）

第4条（本サービス利用規約改定の通知）

本サービス利用規約を改定する場合、当社は、お客様に対し、その旨を改定の効力が生じる1か月前までに通知します。ただし、お客様にとって実質的に不利益とならない本サービス利用規約の軽微な変更については、この限りではありません。

第5条（本サービス廃止の通知）

本サービスを廃止する場合、当社は、お客様に対し、その旨を本サービスが廃止される3か月前までに通知します。

第6条（課金に関する特則）

本サービスの月額費用は、下記表に定める日から課金されるものとします。

本サービス	課金開始日
(1) c9 Flex サービス V シリーズ	利用開始日の翌月1日から
(2) c9 Flex サービス D シリーズ	利用開始日の翌月1日から
(3) c9 Flex サービス P シリーズ	利用開始日の翌月1日から
(4) c9 Flex サービス N シリーズ	利用開始日から
(5) オプションサービス	利用開始日の翌月1日から

第7条（サービスレベルの保証）

1. 本条において「月間稼働時間」とは、一ヶ月において本サービスを利用できる時間の合

計のことをいい、「月間稼働不能時間」とは、一歴月において本サービスを利用できない時間の合計のことをいいます。

2. 当社は、本利用開始日から本サービス契約が終了するまでの間、次の計算式で算出される本サービスの月間稼働率が 99.95%を下回らないこと（以下、「保証事項」といいます。）を保証します。

$$\text{月間稼働率} = (\text{月間稼働時間} - \text{月間稼働不能時間}) \div \text{月間稼働時間} \times 100$$

3. 当社は、保証事項を充足できなかった場合、当該歴月の本サービス料金から、月額費用の 10%を減額します。
4. 前 2 項にかかわらず、当社は、次の各号に掲げる場合、本サービスのサービスレベルを保証しません。また、かかる場合における本サービスの稼働不能時間は、前 2 項において、一切考慮されません。
 - (1) フェイルオーバーに伴う再稼働等、本サービスの機能として中断する場合
 - (2) サーバにインストールされている OS やソフトウェアの不具合によって本サービスが中断する場合
 - (3) サーバのパフォーマンス劣化によって本サービスが中断する場合
 - (4) 第三者（他のお客様を含みます。）の提供するサービスに起因して本サービスが中断する場合
 - (5) 本契約約款第 16 条に基づき当社が本サービスを一時停止する場合
 - (6) 本契約約款第 17 条に基づき当社が本サービスを中止する場合
 - (7) 本契約約款第 23 条第 2 項又は本サービス利用規約第 8 条第 2 項所定の措置を当社が行う場合
 - (8) 本契約約款第 39 条第 1 項所定の事由により、本サービスの提供が不可能若しくは困難となった場合
 - (9) お客様の責めに帰すべき事由により、本サービスの提供が不可能若しくは困難となった場合
 - (10) 商業的に知られていないコード及びサービスにより本サービスが利用不可となった場合
5. 第 3 項の減額は、お客様が当社に対して減額の申請をし、当社がかかる申請を正式に受理することにより、その効力が生じるものとします。
6. 前項の申請は、保証事項を充足できなかった歴月の翌歴月 10 営業日までに、お客様が当社所定の申請書を当社に提出することにより行います。なお、お客様は、かかる申請期限を過ぎて、減額の申請をすることはできません。

第 8 条（禁止事項）

1. 本契約約款に定めるもののほか、お客様は、本サービスを利用するにあたり、以下の各号に掲げる行為をしてはならないものとします。
 - (1) 利用パスワードの公開
 - (2) お客様に提供されるサーバからその他ホストへの攻撃、不正アクセス
 - (3) お客様に提供されるサーバからのポートスキャン、ネットスキャン
 - (4) お客様に提供されるサーバからのスパムメール送信
 - (5) 本サービスのネットワーク帯域を専有する行為
2. 当社は、お客様が前項各号に掲げる行為を行っている可能性があるると判断した場合、お客様に対して本サービスの利用を停止するよう要求することができます。お客様がこれに従わない場合、当社は、お客様に対し、本サービスの提供の停止、当社のウェブサイ

トその他当社設備へのアクセス許可の停止、その他当社が適切と考える措置をとることができるものとします。なお、当該措置を実施したことによってお客様又は第三者に損害、損失又は費用が発生した場合でも、当社は何ら責任を負いません。

第9条（最低利用期間）

本サービス契約締結書面に別段の明示的な定めがない限り、本サービスの最低利用期間は、次の各号に定める通りとします。

(1) c9 Flex サービス V シリーズ	月額費用の課金開始日から1か月間
(2) c9 Flex サービス D シリーズ	月額費用の課金開始日から12か月間
(3) c9 Flex サービス P シリーズ	月額費用の課金開始日から12か月間
(4) c9 Flex サービス N シリーズ	サービス提供開始から1か月間
(5) オプションサービス	月額費用の課金開始日から1か月間 ※c9 Flex サービス D シリーズのアップグレードを目的としたオプションサービスは、12か月間

第10条（中途解約に関する特則）

お客様は、当社に対して事前に通知することにより、本サービス契約の全部又は一部を解約することができます。ただし、かかる解約の効力は、お客様の通知を当社が受領した日の翌月末日に生じるものとします。

第11条（オプションサービス）

1. お客様は、お客様の選択により、オプションサービスを利用することができます。ただし、オプションサービスは、その基本となるメインサービスとは別に単独で利用することはできません。
2. オプションサービスについては、サービスレベルの保証はありません。

附則（2013年3月22日制定時）

第1条（発効日）

本サービス利用規約は、2013年4月1日（本附則において、「発効日」といいます。）をもって効力を生じるものとします。なお、これに伴い、本サービス契約に適用された従前の「Flex-IaaS 利用規約」は、発効日の前日をもって廃止されます。

第2条（経過措置）

前条にかかわらず、発効日の前日までに締結された本サービス契約については、2013年5月31日までの間、前条による廃止前の当社の「Flex-IaaS 利用規約」が適用され、その翌日から本サービス利用規約が適用されます。

附則（2013年6月3日変更時）

第1条（発効日）

本サービス利用規約第3条第(3)号及び第9条第(3)号は、本サービス利用規約第4条ただし書きに基づき追加され、2013年6月3日をもって効力を生じるものとします。

附則（2022年2月1日変更時）

第1条（発効日）

本サービス利用規約第8条第(1)号は、本サービス利用規約第4条ただし書きに基づき追加され、2022年2月1日をもって効力を生じるものとします。

附則（2023年4月4日変更時）

第1条（発効日）

本サービス利用規約第3条、第6条、第7条第(4)号、第9条は、本サービス利用規約第4条ただし書きに基づき追加され、2023年4月4日をもって効力を生じるものとします。